第４号様式（第７条関係）

多古町指令第　　　　号

空気調和機器更新工事（　　回目）補助金交付決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった空気調和機器更新工事（　回目）補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年　　月　　日

多古町長

記

1．補助金交付の対象となる事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2．補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の額 | 円 |

3．補助金の交付条件

⑴　補助事業により付加された設備等を、他に譲渡する場合は住宅の譲受者に、転居する場合は次の居住者に引き渡すものとする。

⑵　工事完了後に成田国際空港株式会社の移転補償を受けようとする者は、工事の完了した日の属する月から移転補償の契約をした日の属する月までの経過年数が6年に満たない場合は、補助金相当額を移転補償時に返納するものとする。